

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月23日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	東久留米市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.higashikurume.lg.jp/shisei/joho/1005146/index.htm">http://www.city.higashikurume.lg.jp/shisei/joho/1005146/index.htm</a>

執行機関名 東久留米市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	小学校又は中学校の特別支援学級に在籍し、又は通級している児童・生徒の保護者等に対する就学に必要な経費の援助に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		東久留米市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第8の項 小学校又は中学校の特別支援学級に在籍し、又は通級している児童・生徒の保護者等に対して就学に必要な経費の援助に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律第1条	東久留米市特別支援教育就学奨励費事務処理要綱第1
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もつて特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	第1 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する特別支援学級等に在学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図るため、その負担能力に応じ、特別支援学級への就学に要する経費に対し、就学奨励費を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		東久留米市特別支援教育就学奨励費事務処理要綱(平成27年東久留米市教育委員会訓令乙第12号)